

セキュリティトークン取引に係る業務規程施行規則

第1条 目的

- 1 この規則は、セキュリティトークン取引に係る業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、当社が定める事項について規定する。
- 2 本規程の改廃は、規程管理規程による。

第2条 売買セッションにおける注文の制約

- 1 業務規程第 4 条に定める各売買セッションにおける注文につき、以下の制約を課すものとする。
 - (1) セッション 1 において発注された注文のうち、同セッションで未執行の注文は、セッション 2 においても取消しが行われな限り有効とする。なお、セッション 1 において発注可能な注文は、同セッションにおける執行を前提とするもの限り、セッション 2 においてのみの執行を条件とする注文は発注できない。
 - (2) セッション 2 において有効となる注文は、第 1 号に定める注文とセッション 2 の注文受付時間に発注された注文とする。
 - (3) 第 2 号に定める注文は、全て発注時点の時刻で記録する。
 - (4) セッション 2 で未執行の注文は、同セッション終了時点で全て無効とする。

第3条 売買システムによらない売買

- 1 業務規程第 7 条第 1 項ただし書に規定する売買システムによらない売買とは、当社の売買システムが障害等により長期間にわたって取引が行えない場合に、当社が取引参加者の注文を受け売買システムを用いずに注文の付合わせを行うことをいう。
- 2 売買システムによらない売買の呼値は、その内容を当社が適当と認める方法により当社に通知することにより行うものとする。

第4条 NCP

- 1 業務規程第 9 条第 5 項に定める NCP は、当面の間、全ての銘柄についてセッション 1 は午前 11 時 29 分 00 秒以降、セッション 2 は午後 2 時 59 分 00 秒以降とする。

第5条 呼値の単位

- 1 第 11 条第 3 項にいう呼値の単位は次の各号のとおりとする。
 - (1) 不動産投資受益証券については別表-1 のとおりとする。
 - (2) 第 11 条第 3 項にいう呼値の単位のうち、債券については額面 100 円につき 1 銭と

する。

第6条 呼値の制限値幅

- 1 業務規程第 12 条第 1 項に定める呼値の制限値幅は次の各号のとおりとする。
 - (1) 不動産投資受益証券については別表-2 のとおりとする。
 - (2) 債券については、1 円とする。
- 2 業務規程第 12 条第 5 項第 2 号に定める基準価格の算定方式は、次のとおりとする。
 - (1) 不動産投資受益証券については、取扱開始日の前営業日までに公表されている最新の NAV (Net Asset Value、純資産総額) とする。
 - (2) 社債については、次のとおりとする。
 - イ 日本証券業協会が売買参考統計値を公表している場合は、その直近値。
 - ロ 日本証券業協会が当該売買参考統計値を公表しない場合又は当取引所が当該売買参考統計値によることが適当でないと認める場合は、原則として以下の計算式により算出された理論価格。

$$P = \sum_{t=1}^T \frac{C_t}{(1+r)^t} + \frac{F}{(1+r)^T}$$

P：理論価格

T：満期までの年数

C_t：t 時点のクーポン収入によるキャッシュフロー

r：最終利回り（便宜上、応募者利回り [= {表面利率+（額面金額－発行価格）／償還年限} ／発行価格] を採用する。）

F：償還額

- ハ 前イ又はロに該当しない、若しくは、該当させることが適当でないときは、その都度、当社が定める価格。

第7条 相場情報の公表

- 1 業務規程第 14 条第 1 項に定める注文状況やその関連する情報、売買が成立したときの約定価格等（以下、相場情報という。）の公表方法については、次のとおりとする。
 - (1) 取引参加者及び当社と契約を締結した情報ベンダーに対して、各銘柄の相場情報をリアルタイムで提供する。
 - (2) 当社のホームページにおいて、セッション 2 が終了後に各銘柄の約定情報及びそれらを集計した市場情報を公表する。
- その他、当社が必要と認める方法にて相場情報の全部又は一部を公表する。

第8条 権利落の期日

- 1 業務規程第 16 条第 1 項に規定する権利落の期日は、権利確定日の前日（権利確定日が

休業日に当たるときは、権利確定日の2日前の日)とする。

第9条 利子の日割計算

1 業務規程第17条に規定する利子の日割計算については、原則として次の各号に従って処理する。

(1) 経過利子の計算は、原則、次の算定式に則り算出する。ただし、当該算定式を用いることが適当でないときは、その都度、当社が定める。

$$I = R \times \frac{d}{D}$$

I：額面（100円）当たりの経過利子

R：額面（100円）当たりの年利

D：利払計算に用いる年日数

d：経過日数

(2) 経過利子は計算結果の円未満を切り捨て、円単位で受渡しを実施する。

(3) 経過日数は前回利払日の翌日から売買の受渡日までとする。

第10条 売買の停止

1 業務規程第18条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) 売買の停止の内容及び時間については、以下のとおりとする。

イ 業務規程第18条第1号、第4号及び第5号に規定する売買の停止

① 午前11時25分00秒、又は午後2時55分00秒までに売買の停止に係る所定の時間が経過する場合は、新規発注、既発注注文の変更を停止する（既発注注文の取消しは可能）。

② 午前11時25分00秒、又は午後2時55分00秒を過ぎても売買の停止に係る所定の時間を経過しない場合には、新規発注、既発注注文の変更及び付合わせを停止する（既発注注文の取消しは可能）。

③ 当社が売買の停止を終日にわたって実施すると決定した場合、注文の受付を停止し、既に受け付けている注文は全て当社にて取り消されたものとみなし、付合わせも実行しない。

ロ 業務規程第18条第2号及び第3号に規定する売買の停止については、当社が定める所定の期間において、終日、一切の売買取引を実施しない。

ハ 業務規程第18条第6号に規定する売買の停止については、当社がその都度、定める。

(2) 業務規程第18条第1号に掲げる場合の売買の停止は、セキュリティトークン又はその発行者及び重要関係者に関し、セキュリティトークン取扱規程により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、当社が必要と認めた

時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当社が確認した後 15 分を経過した時までとする。ただし、当該銘柄をターミネーション銘柄に指定することとした場合その他当社が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。

- (3) 業務規程第 18 条第 2 号に掲げる場合の売買の停止は、セキュリティトークンに付随する権利等が帰属する所有者が特定される日（当該日が休業日に当たる場合は、その前営業日）を最終日として遡ること最長 7 営業日の範囲内で当社が定める。
 - (4) 業務規程第 18 条第 3 号に掲げる場合の当該債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の 2 日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の 3 日前の日）から当選番号発表日までとする。
 - (5) 業務規程第 18 条第 4 号から第 6 号に掲げる場合の売買の停止は、当社がその都度定める。
- 2 当社は、業務規程第 18 条第 4 号及び第 5 号に掲げる場合の売買の停止に関する判断（前項第 5 号に定める売買の停止の期間に関する判断を含む。）に当たって、当社が必要と認めるときは、取引参加者に対して、当社が定めるところにより売買を再開することの可否について情報を求めることができる。
 - 3 取引参加者は、前項に定めるところにより情報を求められた場合には、可能な限り速やかにこれを行うよう努力するものとする。

第11条 売買を円滑にする措置

- 1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する者を業務規程第 24 条に規定する DLP として指定することができる。
 - (1) 当社のセキュリティトークン市場におけるスタンダード取引参加者資格を有する者。
 - (2) 当社のセキュリティトークン市場におけるスタンダード取引参加者の顧客であって、当該取引参加者から当社の定めるマーケット・メイクに係る要請事項を履行できる能力及び意思があるとして推薦を受けた者。
 - (3) 当社がセキュリティトークン市場の状況に鑑み、マーケット・メイクを要請した者。
- 2 当社は、以下の各号のいずれかに該当した DLP について、その指定を解除できるものとする。
 - (1) 当該 DLP から指定解除の申請が行われた場合。
 - (2) 当該 DLP の事業継続が困難となった場合。
 - (3) 当該 DLP の出資構成が大幅に変更され、DLP の指定を継続することが適切ではないと当社が判断した場合。
 - (4) 次項に定めるマーケット・メイクに係る要請事項を当該 DLP が遵守していないと

当社が判断した場合。

- (5) 当該 DLP が、法令、自主規制規則あるいは当社の定める規程等に違反した行為を行い、その影響が重大であると当社が判断した場合。
 - (6) その他当社が当該 DLP の指定を継続することが投資者保護上問題であると判断した場合。
- 3 業務規程第 24 条第 3 項に定めるマーケット・メイクに係る要請事項は、原則、以下のとおりとする。ただし、市場の状況に鑑み、当社の裁量で要請の内容を一定程度、調整できるものとする。
- (1) 可能な範囲において週の半数程度の営業日において、マーケット・メイクを実施すること。
 - (2) 原則として、指値注文のみとすること。
 - (3) DLP が発行者の重要関係者若しくはそれに準ずる者の場合には、そのセキュリティトークンの毎月末時点の保有状況を当社に対して翌月の 5 営業日以内に報告し、当社がその状況を公衆縦覧に供することに同意すること。
- 4 DLP の社名等については、原則として公表しないものとする。ただし、当該 DLP が自社の社名の公表を望む場合、及び前項第 3 号に該当する DLP については、当該 DLP から提供された月末時点の保有状況を公表する。

第12条 売買に関する制約等

- 1 業務規程第 23 条に定める規制措置は、以下のとおりとする。
 - (1) 業務規程第 25 条第 1 項各号に定める措置に準じた措置。
 - (2) 取引参加者の自己計算による売付けを制限する。ただし、DLP である取引参加者については、この限りでない。
- 2 業務規程第 25 条第 1 項第 4 号に定める呼値の値幅制限の拡大又は縮小は、営業日単位で実施する。また、原則として本来の値幅制限の 3 倍までを限度とする。
- 3 前各項の措置は、原則として、その実施及び解除をあらかじめ取引参加者に通知し、通知の翌営業日から適用するものとする。

附則

- 1 主管は取引管理部及び市場企画部とする。
- 2 2023 年 10 月 25 日に制定し、2023 年 10 月 25 日から施行する。
- 3 2023 年 11 月 30 日に改訂し、2023 年 12 月 1 日から施行する。
- 4 2024 年 9 月 6 日に改訂し、2024 年 10 月 7 日から施行する。

【別表－1】不動産投資受益証券の呼値の単位

価格の水準		単位
	30,000 円以下	1 円
30,000 円超	50,000 円以下	5 円
50,000 円超	300,000 円以下	10 円
300,000 円超	500,000 円以下	50 円
500,000 円超		100 円

【別表－2】不動産投資受益証券の呼値の制限値幅

基準価格		制限値幅 (基準価格の上下)
	30,000 円以下	1,500 円
30,000 円超	50,000 円以下	2,500 円
50,000 円超	300,000 円以下	15,000 円
300,000 円超	500,000 円以下	25,000 円
500,000 円超	1,000,000 円以下	50,000 円
1,000,000 円超	3,000,000 円以下	150,000 円
3,000,000 円超		250,000 円